

都市再生整備計画（まちづくり交付金）について

～ 岩見沢駅周辺地区を事例として（平成 16 年度受託事業）～

株式会社シグマ都市コンサルタント

都市再生の取り組み

- ・ 経済の再生（都市の活性化）
- ・ 構造改革の一環として位置付け（都市計画、現行制度の見直し）
- ・ 民間活力の活用



都市再生プロジェクトの推進

- ・ 大都市圏の競争力強化が目的

民間都市開発投資促進のための緊急措置

- ・ 都市再生特別措置法に基づき「都市再生緊急整備地域」を指定
- ・ 特定地域は拠点都市、緊急・重点都市など 63 地域に及び（2004 年 5 月）

地方都市も含めた全国都市再生事業（稚内から石垣まで）

- ・ 地方公共団体の提案、全国都市再生モデル調査の導入
- ・ 都市再生特別措置法の一部を改正する法律案（まちづくり交付金制度の新設など）

全国都市再生の推進

全国都市再生推進に向けた支援の基本的枠組は次の通りであるが、「都市再生整備計画」を法（都市再生特別措置法の一部を改正する法律案）に位置付ける中、都市再生推進に向けた支援の一つとして「まちづくり交付金制度」が創設された。

市町村の創意工夫が活かせる「まちづくり交付金」の創設。

市町村へまちづくりに関する権限をできる限り一体化（都市再生の必要な都道府県決定の都市計画について、都道府県の同意を得て市町村が決定・実施）

行政と N P O 法人等の民間まちづくり主体との協働。

まちづくり交付金制度について

まちづくり交付金による全国都市再生推進の目的と概要

全国都市再生推進の目的は『地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化』にあり、推進に向けて創設された「まちづくり交付金」の特徴は次の通りである。

< 特 徴 >

地方の自主性・裁量性の大幅拡大

- ・ 幅広い施設への支援
- ・ 交付金充当は市町村の自由選択

地方の使い勝手の大幅な拡大

- ・ 事業間の流用自由、実質的変更手続き不要
- ・ 年度間で国・地方の負担割合調整が可能

N P M (ニューパブリックマネジメント) の導入

- ・ 事前設定の目標、指標の事後評価の重視

都市再生整備計画を作成

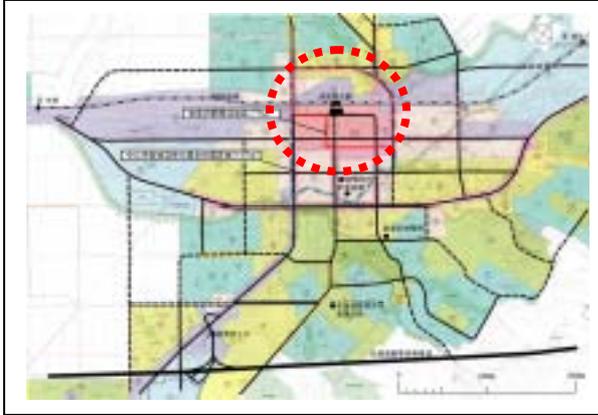
事後評価の結果はチェックし公表する
(不十分な場合は改善計画の提出が必要)

交付対象は市町村

交付期間は実施年度から概ね 3～5 年

岩見沢駅周辺地区都市再生整備計画

< 岩見沢駅周辺地区区域図 >



< 整備計画策定の流れ >

- ・まちづくりの経緯、現況・課題
- ・将来ビジョン（中長期）
- ・目標、交付期間の設定
- ・目標を定量化する指標
- ・整備方針（事業選定を含む）

整備計画の整理内容

経緯及び現況・課題

- ・市及び地区の概要
- ・上位観点計画における地区の位置づけ
- ・地区のまちづくりの取組

（岩見沢の例）

- ～ TMO・まちづくり団体等の活動状況
- ～ 市民ワークショップ、フォーラム開催状況

- ・将来ビジョン・目的につながる課題を整理

将来ビジョン

- ・課題から整理される将来ビジョンとする
- ・計画区域の概ね5年以上先のビジョンとする
- ・上位計画の基本方針等との整合性に留意

目標・交付期間の設定

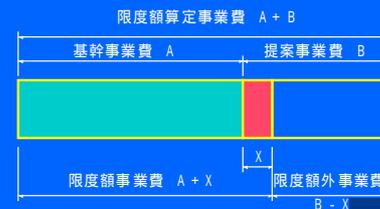
- ・目標設定（整備方針、主要事業との繋がり）

（岩見沢の例）

- 大目標：活発な交流が生まれ、快適で
うるおいのある都市環境の創造
- 目標1：都心居住の推進と拠点としての機能充実、
魅力ある歩行者空間の形成により中心市
街地の賑わいを再生
- 目標2：交通結節点機能等の改善により駅南北の
均衡ある交通アクセスの工場と安全・安
心な交通環境を実現

- ・交付期間は概ね3~5年で検討

■ 交付限度額



$$\cdot \text{交付限度額} = (A + X) \div 2$$

・ X は下記の少ない額

$$X = (4B - A) / 5 \quad X = A / 9$$

平成17年度は、限度額事業費に占める割合2割に拡大

< まちづくりの目標分類 >

- ・中心市街地活性化
- ・防災
- ・少子高齢化への対応
- ・人口定着
- ・観光・交流
- ・アメニティの向上
- ・交通利便性の向上
- ・地域コミュニティの形成
- ・その他

指標の整理

- ・ 目標の達成を示す指標と数値を選択
- ・ 従前値は既存データ、アンケート・実査結果等を利用

(岩見沢の例)

- ～ 中心市街地への来街度 (週 1 回以上の来街頻度 / アンケート)
- ～ 駅周辺地区における交通利便性の満足度 (アンケート)
- ～ 駅周辺地区における放置自転車台数 (実査データ)

< 目標値 >

- 従前値の 2 割増
- 従前値の 2 倍
- 発生ゼロ

整備方針

- ・ 目標に即した整備方針の設定

(岩見沢の例)

- ～ 方針 1 : 拠点機能にふさわしい都市サービス機能を駅舎と一体的に整備
(目標 : 拠点機能充実、街並み景観形成、賑わい再生)
- ～ 方針 2 : 駅北駅前広場、幌場へのアクセス道路及び駅周辺地区へ自転車駐車を整備
(目標 : 交通環境改善、駅南北の均衡ある市街地形成)

< 整備計画に位置づけられる事業 >

< 限度額算定対象 >

基幹事業

まちづくり総合支援事業の要素事業
+ 新規 (住市総ほか)

提案事業

事業活用調査、まちづくり活動
推進事業、地域創造支援事業

< 限度額算定対象外・交付金充当外 > 関連事業

事業の選択

- ・ 方針に合致する事業の選択

(岩見沢の例)

1) 基幹事業

- 方針 1
 - ・ 道路 (地方道 / 市)
 - ・ 高質空間形成施設 (緑化、電線類埋設、街路、地方道 / 市)
- 方針 2
 - ・ 道路 (駅北広場、南北自由通路等街路、地方道 / 市)
 - ・ 地域生活基盤施設 (自転車駐車を / 市)
 - ・ 高質空間形成施設 (歩行者支援施設、街路 / 市)

2) 提案事業

- 方針 1
 - ・ 地域創造支援事業 (複合駅舎施設 / 市)

3) 関連事業

- ・ J R 岩見沢駅者建設事業 (J R 北海道)
- ・ 駅前通り整備事業 (北海道)
- ・ 西自転車駐車場
- ・ 駅北地区土地利用計画調査 (市)



事業の効果について

< 事業効果の確認方法 >

住民の合意を確認することによる

- ・事業効果を金銭換算（事業に要する世帯あたり金額）し、アンケート等により事業費に対する住民の賛否を問う。

< 賛同が半数を超えた場合 基準を満たす >

CVM法の実施による

- ・アンケートにより住民の事業に対する仮想的な税等による支払意志額を把握し、効果の及ぶ範囲の世帯数に換算して事業便益額を算出

< 費用便益 (B / C) = 1.00 以上 基準を満たす >

その他

- ・各事業メニューごとに既往の確立された費用便益分析手法等で個別確認（手法が開発されていないものは B / C = 1.00 以上（基準を満たす）ものとする。

< 各事業の B / C = 1.00 以上 基準を満たす >

（岩見沢の例）

- ・上記表（住民の合意を確認する）手法の採用

- ・アンケート調査概要

（目的）事業の費用対効果確認と意見の収集とともに、指標の従前値把握を目的として実施

（方法）1,000 世帯郵送配布・回収

（回収率）回収 396 票（39.6%）

（内容）指標確認項目（街なかへの来街頻度、交通便利性漢族度）

事業実施効果（街並み景観向上、鉄道南北連絡性、駅周辺景観向上、鉄道利用の利便性、駅利用者の利便性）結果 / 効果有り（67~82%）

事業実施の賛否（総事業費 35.6 億円、世帯あたり事業費 270 円/世帯・月の提示）

結果 / 賛成 75.3%

岩見沢事例の業務の流れ

< 作業 >

< 要望 >

H16 7月	委託契約	
	H17 概算要望書作成	概算要望書送り込み
	整備計画(素案)作成	H17 概算要望道ヒア
8月	アンケート検討・作成	〃 開発局ヒア
9月	アンケート配布・回収	〃 国交省ヒア
10月	アンケート集計・分析	
	事業効果確認	
11月	整備計画(案)作成	本要望締切り提出
12月		本要望国交省ヒア
H17 1月	委託完了	
3月		都市再生整備計画提出
		H17 配分額内示

交付金の評価基準

- 目標の妥当性
- ・都市再生基本方針との整合性
- ・地域課題への対応
- 計画の効果・効率性
- ・目標と事業内容の整合性
- ・事業の効果
- 計画の実現可能性
- ・地元の熱意
- ・円滑な事業執行の環境

その他配慮すべき点

- ・交付限度額は交付金要綱限度額と外形標準限度額との比較が必要
- ・提案事業は民間事業も OK（市町村補助の場合）
- ・交付金に計画策定費支援はない
- ・事業区域は都市計画区域外も OK
- ・単年度要望額 700 万円以上 (H17 年度)
- ・まちづくり交付金の拡充 (H17 年度)